

令和7年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和8年1月7日(水)

午前9時30分から

岡崎市役所 福祉会館6階 大ホール

2 会議に付した議案

(1) 議案

議案第60号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第61号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第62号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第63号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第64号 非農地通知交付申請について

議案第65号 非農地通知について

議案第66号 農用地利用集積等促進計画について(意見)

議案第67号 農用地利用集積等促進計画について(要請)

議案第68号 地域計画の変更について(意見)

議案第69号 農用地利用計画変更について

(2) 報告

報告第39号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第40号 現況証明願について

報告第41号 農地の転用のための届出の受理について

報告第42号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第43号 農地の改良のための届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 木俣 壽人、3番 酒井 功二、4番 柴田 若江  
5番 竹田 圭一、6番 浅岡 治徳、7番 太田 智代、8番 太田 政俊  
9番 神谷 六雄、10番 酒井 美明、11番 成田 恭淑、12番 保田 眞吉  
13番 加藤 健一、14番 内藤 成一郎、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志  
17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 市川 充、21番 小野 盛光、22番 中根 良夫、23番 太田 立身  
24番 倉橋 寿樹、25番 畔柳 雅人、26番 柴田 享、27番 原田 隆志  
28番 太田 昌宏、29番 高木 政昭、30番 八田 導英、31番 加藤 良則  
32番 畔柳 則宏、33番 新家 和義、35番 阿部田 光春、36番 鈴木 安光  
37番 山口 和雄、38番 山内 隆一

#### 4 欠席委員

なし

#### 5 出席事務局職員等

- (1) 農業委員会事務局 事務局次長、係長、主査、主事
- (2) 農務課 主査、主事

#### 6 議事の内容

会長：それでは、ただ今から農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員はございません。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは8番の太田 政俊委員と9番の神谷 六雄委員にお願いいたします。それでは議事にしがいまして、議案第60号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号44番は山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについて後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いいたします。

石川 委員：申請番号40番 調査年月日は令和7年12月26日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が申請地は自宅からも近く好都合であることから営農の拡大をしたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実と認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号41、42番 調査年月日は令和7年12月28日。本案件は、令和4年度から一時転用の許可を受けて、営農型太陽光発電事業を行ってきたが、事業継続に伴い区分地上権の許可期限を更新したいというものです。調査の結果、申請地及びその周辺農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れはないと認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田(智) 委員：申請番号43番 調査年月日は令和7年12月26日。本案件は、譲渡人が跡継ぎもおらず、公務員として就業しており耕作する余裕がないため、譲受人が申請地

を譲り受けて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(享) 委員：申請番号 45 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、譲渡人が今後農地を維持管理していくことが難しいため、譲受人が所有する隣地と合わせて耕作していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：申請番号 42 番の区分地上権は、太陽光パネルの部分についてのものですか。

事務局：お見込みのとおりです。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、申請番号 44 番を審議するため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 44 番について調査担当委員の意見をお願いいたします。

鈴木(泰) 委員：申請番号 44 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 24 日。本案件は、譲渡人が相続したが遠方のため農地を維持管理していくことが難しく、譲受人がさらに農業経営規模を拡大していきたいというものです。調査の結果、譲受人が今後しっかり耕作を行っていくことが確実に認められます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。それでは、山内委員には入室していただきます。次に、議案第 61 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 16 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 60 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 25 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 4 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

木俣 委員：申請番号 61 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 30 日。本案件は、コンビニエンスストアの経営を行っているが、業績が伸びており、更に店舗を増やしていきたいため、申請地にコンビニエンスストアを建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 62 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 29 日。本案件は、現在イチゴの栽培を行っており、近々観光農園を開園するにあたり、来客用駐車場や直売スペースが必要になるため、農園に近い申請地を利用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

柴田(若) 委員：申請番号 63 番、64 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、令和 4 年度から一時転用の許可を受けて、営農型太陽光発電事業を行ってきたが、事業継続に伴い許可期限を更新したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号 65 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが家財が増え手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 66 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 24 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 67 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 23 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

酒井(美) 委員：申請番号 68 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に家族 4 人で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

加藤(健) 委員：申請番号 69 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 24 日。本案件は、現在賃貸住宅で暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 70 番、71 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 24 日。本案件は、現在清掃業を主たる業として事業を行っているが、事業用車両及び従業員駐車場として現在賃借中の土地が、賃借料の折り合いがつかず使用できなくなるため、申請地を駐車場として転用したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 72 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 29 日。本案件は、現在借家に家族 4 人で暮らしているが、家財等が増え手狭であり、また、農家として経営していくうえで必要な資材等を保管するスペースが不足しているため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 73 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、現在、賃貸住宅に暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 74 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 29 日。本案件は、業務拡大に伴う従業

員増員により、平成 27 年 11 月頃に従業員駐車場として利用してきたが、この度手続きが取られていないことが分かったため是正したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

申請番号 75 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、現在賃貸住宅に暮らしているが、家財等が増え手狭になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査の結果、地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

高木 委員：申請番号 62 番の観光農園について条件があるのであれば教えてほしい。

事務局：今回の申請地は青地になっていて、農業用の施設の場合は用途変更を行う必要がありますが、それは前回の総会でされており。また、農地法としても一般基準の中で駐車場の必要性等が条件になります。

高木 委員：一般基準とは何ですか。

事務局：例えば、必要性で、なぜそこに駐車場が必要なのかというところと、駐車場にするうえで資金がかかることなので、資金が調達できるのかというところを見ています。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

柴田(若) 委員：申請番号 72 番の現在借家に住んでいる方が農家として経営していくということについて、今まで農業をやっていたのか、これから専業農家になっていくのか、どちらでしょうか。

事務局：今回の申請者は今、1,000 m<sup>2</sup>以上農地を借りて耕作されている方です。農家住宅を建築するときに、建築指導課に申請を出すのですが、その時に 1,000 m<sup>2</sup>以上農地を耕作されている方でないと要件を満たさないで、一から耕作する方は農家住宅を建築することは難しいです。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものとします。次に、議案第 62 号を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

小野 委員：申請番号 13 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 22 日。本案件は、申出事由の生じた方が、病気をされ体調不良により農業に従事することができなくなったことによるものです。調査の結果、対象者の方は経営主として農作業を行っていたことが確認できました。よって、農業の主たる従事者に該当しますので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 63 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 3 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

酒井(功) 委員：申請番号 10 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 22 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 26 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、自作により農業を行っていくものです。申請地での確

認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、特定貸付により農業を行っていくものです。申請地での確認及び本人への聞き取りを行ったところ、申請地について農地の耕作がされていることが確認できています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に、議案第 64 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

中根 委員：申請番号 11 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 19 日。現地で確認したところ、当該地については人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、今後農地として利用するのは不可能な状況でした。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し、通知するものといたします。次に、議案第 65 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、通知するものといたします。次に、議案第 66 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、支障ないものとします。次に、議案第 67 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積等促進計画(要請)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、要請するものとします。次に、議案第 68 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(地域計画の変更(意見)について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、意見なしとします。次に、議案第 69 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

太田(智) 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 30 日。本案件は、現在賃貸住宅で生活しているが、家財等が増え手狭になってきたため、分家住宅を建築するにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新家 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 22 日。本案件は、分家住宅を建築するにあたり進入路が必要であるため農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 3 番 調査年月日は令和 7 年 12 月 28 日。本案件は、自動車修理工場を営んでいるが、手狭で作業の不具合が多く、安全性が確保できなくなっているため、倉庫、事務所、駐車場を作るにあたり農用地から除外したいというものです。調査の結果、農振除外による地域農業への影響はありません。また、被害防除措置、用排水関係事項に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案についてご質問はございませんか。

酒井(功) 委員：議案第 68 号と 69 号は連動していると思いますが、69 号の申請番号 3 番が 68 号にないのはどうしてでしょうか。

事務局：地域計画は農地を誰が耕作するのかということなので、農振農用地をベースに作っております。今回の議案第 69 号の申請番号 3 番が入っていないのは、もともと航空写

真等で明らかに農地ではないため地域計画から外しています。このように、農地ではない、農地でなくなるであろう所は外した状態であるためです。

酒井(功) 委員：地域計画内の農地で、誰も耕作していない農地は外すことはしますか。

事務局：明らかに農地ではなくなっていて農地への復帰が難しい所は外していくことになると思います。

酒井(功) 委員：そうになると、議案第 69 号の農用地利用計画変更とは違うということですか。

事務局：また別の制度になります。

酒井(功) 委員：今回の議案第 69 号の申請番号 3 番は、地域計画外ということですね。

事務局：お見込みの通りです。

会長：ありがとうございました。その他ご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、変更するものとします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	6 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	29 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件

会長：本件につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。  
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 30 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（8番）

岡崎市農業委員会委員（9番）